

## アスベストによる健康被害に関する緊急要望

先日来、アスベスト（石綿）関連製品を製造していた事業所の従業員や周辺住民の間で、中皮腫や肺がんなどアスベストが原因とみられる疾病死が多数発生していることが全国で報告されている。

これまで、アスベストについては、「労働安全衛生法」や「大気汚染防止法」などの改正・強化により、作業の規制・禁止や届出が規定され、一定の飛散防止の措置が講じられてきたところである。

しかしながら、アスベストを原因とする疾病は、発症までの期間が数十年と長く、将来にわたって患者の発生が予想され、元従業員や周辺住民らの不安を軽減するには、早急に健康被害予防対策、患者救済対策などの一層の強化を図る必要がある。

については、国において、国民の安全と安心を確保する立場から、下記の措置を早急に講じられるよう、強く要望する。

### 記

- 1 関係省庁が実施している各種相談窓口や自治体の窓口との相互連携を強化するとともに、専門的な相談支援体制を構築すること。
- 2 周辺住民等の健康被害の実態調査を行い、健康被害を受けた周辺住民等に対する健診、医療費補助等の必要な措置を講じること。
- 3 中皮腫などとアスベストとの因果関係を早期に究明し、「公害健康被害の補償等に関する法律」の規定に基づく補償等の対象となるよう必要な措置を講じること。
- 4 アスベストを含む建築物の解体、補修に伴うアスベストの飛散防止対策を一層推進するため、対象施設、建築材料の範囲の拡大など「大気汚染防止法」等の規制を拡充するとともに、その監視体制の一層の強化を図ること。
- 5 関係省庁が実施した実態調査の結果や、「労働安全衛生法」に基づき都道府県労働局が把握しているアスベストの製造・取扱事業所名などの情報をすべて、国の責任において、速やかに国民及び各都道府県に開示すること。

平成17年7月14日

全 国 知 事 会